

## 第1回八尾市特別職報酬等審議会 会議録

### 1 日時

平成28年9月23日（金）午前10時～午前11時40分

### 2 場所

市役所本館8階第2委員会室

### 3 出席委員

初谷会長、中井委員、植田委員、樫本委員、岸本委員、谷口委員、秋吉委員、辻尾委員  
（田中委員は欠席）

### 4 議事概要

#### (1)開会

#### (2)委嘱状の交付

#### (3)会長・会長職務代理者の選任

- ・会長は、委員の互選により初谷委員に決定
- ・会長職務代理者は、初谷会長の指名により中井委員に決定

#### (4)審議会の公開・非公開の決定

- ・審議会を公開とすること、傍聴人数を10名程度とすること、議事録の概要をホームページへ掲載することを決定

#### (5)市長からの諮問

○市長：このたび、私をはじめ本市の常勤特別職の給与ならびに市議会議員の皆さんの報酬の額について諮問をさせていただくため、八尾市特別職報酬等審議会の開催をお願いさせていただきました。平成6年に前回の審議会で答申をいただいて以降、これまでの間、特別職の給与等については他市と比較を行うなど推移を見守る中で審議会の開催をお願いしておりませんでした。昨今の特別職の給与等につきまして、市政改革を進める上で自ら減額を行うことがまず必要ではないかというご意見を頂戴することがございます。市長をはじめ特別職の給与等について、市民に理解されるその職責や責任に見合った額がどの程度であるのかを多角的にかつ客観的に審議すべきと判断し、本審議会の開催を6月市議会定例会に提案をさせていただき、議会でも承認され本日の開催に至りました。なお、特別職の給与の額等につきまして、議会において種々ご議論があり、請願が提出されるなどその関心は高まっており、他の自治体においても政治的な議論があると聞き及んでおります。そこで、改めて第三者機関である当審議会において社会情勢、財政状況、市民感覚等さまざまな視点から活発にご審議をいただき、答申をいただければと考えていると

ころです。大変お世話になります、よろしくお願い申し上げます。

・ 諮問書の内容については別掲のとおり

#### (6)資料説明

#### (7)その他の事項

○会長：今後の審議の進め方・スケジュールについて確認をさせていただきたいと思います。事務局から何か提案はありますか。

○事務局：本日が1回目の審議会ですが、2回目については、市長、副市長、教育長、常勤監査委員の給料、手当等についてご審議いただき、3回目では、議員の報酬等につきましてご審議いただきたいと思います。4回目では、答申の案を作成していただきまして、5回目で答申案の最終確認をして答申という流れで考えています。また、給料や手当を審議する時に、市長、副市長、教育長、常勤監査委員の給料等をそれぞれご審議いただくというよりは、よりいっそう議論を深めるためにも、基本的には市長の給料等を中心にご審議いただき、その他の給料等については、現状の市長と副市長等との差や率を反映した形で算出できればと考えています。また、議員の報酬等についても同じように、議長、副議長、議員とそれぞれ審議するのではなく、基本的には議員の報酬等を中心にご審議いただき、議長、副議長の報酬については、現状の議員と議長、副議長との差や率を反映した形で算出できればと考えています。

○会長：今、事務局から今後のスケジュールと審議の進め方について提案がありました。これについて何かご意見などありますか。

○委員：基本的にそれで良いと思うのですが、その前提として、今の市長と副市長の差額、もしくは市長と教育長の差額が、他市との比較等をして妥当であるのかどうかということを検討して、皆さんが納得したのであれば、それを前提にして進めてはどうかと思います。

○会長：それでは、これから一定の時間の中で議論をしてみたいと思いますので、事務局の先ほどの案をベースに、委員の提案も含めながら審議をしてみたいと思います。先ほど事務局から資料の説明がありましたが、ご質問などありましたらお尋ねいただきたいと思います。

○委員：地域手当というのは、どう考えたら良いのでしょうか。市によってはないところもありますが。

○事務局：地域手当については、地方自治法上に規定のある手当として、それぞれの地域によって民間の給料等の状態が違ったりするため、その状況を反映した形で地域手当というものを公務員のほうで支給しているというような内容です。もう少し申しますと、公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎として定める地域に在勤する職員に地域手当を支給することとなっています。八尾市の場合は、この地域手当は10パーセントです。

○委員：地域の民間の水準を反映させたというのは、八尾市近辺のということですか。

○事務局：地域手当の支給率については、それぞれの市によって率があり、これは人事院勧告に基づいての率です。

○委員：ずっと変わっていないということですか。

○事務局：八尾市の場合は10パーセントのままですが、市によっては変わったところもあります。

○委員：最低賃金が地域によって全然違うので、そういう率があるのだろうなという認識をしています。ちょっと確認させていただきたいのですが、18ページのところで、公共公益施設整備基金残高の額がとて

も減っています。八尾市の中で老朽化しているところもあるでしょうし、必要なお金はやっぱり使ってもらわないとだめだと思いますけど、急に額がぐっと下がっているの、何かあったのかなということでお聞きしました。

○事務局：基本的に、財政が厳しい時のために貯金のようなものを用意しているのが財政調整基金で、公共公益施設整備基金は、投資的な事業、建設事業に対して事前に用意する基金、もしくは投資的な部分では必ず起債を起こしますので、将来に元利償還金という借金を毎年毎年返していくために充てるような基金です。平成27年度のときにぐっと減っていると思いますが、平成27年度は非常に八尾市の財政状況が厳しくなったという局面がありまして、主に学校施設の耐震化事業を3年間ぐらいで行うなど大型事業の分もあり、その時に基金を取り崩して平成27年度の財政を調整したということです。そういった意味では貯金を取り崩したという意味です。

○会長：今の事務局の説明の中で、3年間とおっしゃったのは何年度から何年度ぐらいになるのですか。耐震化をここでされたという感じですか。

○事務局：すいません。3年間というように申し上げましたけれども、スタートは平成23年度からでして、平成27年度までに終わらないと国の補助が付かないということもあり、特に平成25年度から26年度あたりに集中的に行ってきたという状況です。

○委員：12ページの全国の特例市は、これで全部ですか。

○事務局：はい、全部です。

○会長：特例市というのはちょっと仕組みが変わりましたから、説明をお願いします。

○事務局：この特例市というのは平成12年に施行され、平成27年4月1日で廃止となっています。政令市、中核市、特例市という3つの分類がありまして、特例市と申しますのは、中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理したほうが効率的な事務を除いて、特例市に対して移譲するというので、特例市というものが元々できました。平成27年4月で廃止となっていますので、その廃止の時点で現に特例市である市については、施行時特例市と呼びその事務を引き続き処理をしているということです。

○委員：6ページの特別職の退職手当の状況なのですが、いつ頃からこの支給率になっているのでしょうか。

○事務局：昭和61年ぐらいの時に退職手当の支給の仕方等の見直しがありまして、その時にそれぞれ各市の状況等を見ながら率を決めたものであり、その時以来の率です。

○委員：7ページに財政力指数というのがあるのですが、これは大体どれぐらいの数値であれば良い財政なのですか。

○事務局：これであれば良いという数値があるかどうかというのはちょっとお答えできないところですが、仮にこれが1を超えとなると、交付税は不交付ということになります。7ページの中で1を越えているところはありません。

○委員：補足説明をしますが、全国でどの自治体でもほぼ同じようなサービスが受けられるということや国が保障していて、そのために必要な費用のうちの7割ぐらいは税金でまかなっていますよということになり、そうすると3割分足りません。そうすると、それは国が八尾市に交付金を出して、どこの市に住もうが同じようなサービスを受けられるようにしましょうということです。八尾市が0.73というのは、まあまあそういうところかなあというのが、なんとなくの感想です。

○委員：8ページに地域手当支給率というのがあるのですが、市長の報酬としてはどの金額を公表するので

すか。この地域手当も入れて公表しているのですか。

○事務局：給料、それから地域手当、期末手当、退職手当それぞれにつきましてすべて公表しています。また、議員につきましても報酬の公表をしています。

○会長：今、委員から質問がありましたけど、11ページの年間総支給額の市長のところの数字に今のよう額が含まれているということですね。

○事務局：はい。

○委員：9ページに期末手当の支給月数が載っているのですが、ぱっと見た感じ、本当に横並びかなと思います。八尾市はなぜ4.2で決められているのでしょうか。

○事務局：4.2は、一般職の人事院勧告で出ている4.2をそのまま準用した形になっています。

○委員：期末手当の役職加算率というのが、市長をはじめ議員などは、どの市もだいたい20パーセントになっていると思うのですが、この率というのは物価の上昇、市民感覚、企業の状況等に関係して上下はしないのですか。

○事務局：この期末手当の役職加算率については、一般職の部長級の加算率に合わせた形になっていて、元々期末手当を算出する際に加算をするのは、民間でも役職に応じて支給額を増やしているということもありますので、同じような考え方による役職の加算率というのが元々の成り立ちです。

○会長：そもそも、かける元の数字についてですが、何の20パーセントですか。

○事務局：4ページの欄外に計算式が載っています。期末手当については、一月あたりの給料と地域手当、それに役職加算率をかけるという風になっています。平成2年に人事院勧告に基づいて国家公務員もこの役職加算というのを導入しまして、本市でもそれに準じた形で実施しています。

○委員：特別職の給与を考えるにあたって、まだその中身の本質的なところは、なかなか考え方がまとまらないのですが、議論する時に、月別の基本給で見るとか、年間で見るとかということはどういう風に考えた方がいいのかなというのを皆さんにちょっと尋ねてみたいです。他の市と比較しようとした時に、年収か月給かを決めておかないと整理できないのではないかと思ったので。

○会長：両方の軸でそのつど確認していけば議論になるかと思うのですが、今おっしゃられたように年収ベースと月収ベースのどちらにご関心を持ってらっしゃるかというくらい感じで聞きましょうか。どちらがいいですかと言われてもこれから議論する話ですので。

○委員：生活水準として考えると月給もあるんですが、やはりベースは年収なのかなと。年間でどれだけもらえるかということをやはり考えていかないと。その中の割り振りで、賞与がどれだけかというウエイトの置き方というところが考えるところかと。月収がほとんどなくてその分をボーナスでどんと積まれたとして、本当に生活できるかと言ったらまた違うと思います。やはりある程度必要なお金というのがあろうと思うので。企業の場合はどちらかと言うと、バブルもありましたし、波が大きいですね。そういう意味では期末手当のほうが調整弁的になるということもあるので、本当にどういう考え方をしたらいいのかというところは本当に難しいところですよ。

○委員：正直こういった数字を見るのは初めてですから、地域手当もあるし、それから役職加算もちゃんとあるし、月の給料だけ見てはいけないなと実感しています。家庭だったら、月収ベースで見て年間では大体これぐらいあるだろうという予測の元にボーナスはこれぐらいあるのかなという形で、これは今度ボーナスもらった時に買おうといった感覚だと思います。ですから、どちらを主にするかというのはなかなか決めづらいなというのが正直な気持ちです。

- 委員：期末手当というのは人事院勧告か何かで決まっているのですか。
- 事務局：一般職については、期末手当の率も人事院勧告で決まっています。特別職は、人事院勧告は関係ありませんが、基本的には準じる形で採用しているところが多いのかなというところでは。
- 委員：私の感覚では、特別職にボーナスが必要なのかと疑問に思います。総額を減らせと言っているわけではなく、必要な部分は支給したら良いのですが、地域手当や期末手当といった項目をやめて、年間総支給額を月割りにしたら一番良いのかなと。特別職は市の一般職員の方とはまた違うと思うんです。こういう4.2か月と20パーセントの役職加算という非常に難しい計算をしないといけないので、総額を1.2で割ったものを月給にした方がよっぽど分かりやすいのではないかと。企業の場合は業績が絡みますので、ボーナスで上がったり下がったりということをやらないといけないのですが、こういう特別職というのはそこまでの計算がいるのかなというのが私の正直な感想です。
- 委員：年収で計算してそれを単純に月割りという考え方が本当が一番良いのだらうなと思います。金額が高いか安いかわという議論になるとまた別だとは思いますが。逆に、細かく分けると、給料があるのにまだこの手当があるのかという話が出てくると思うので、大変なお仕事をされているという部分と必要な分でお金かかるという部分もあるでしょうから、そういう見方をした年収ベースも一つかなと思います。必要な部分であれば支給されて当たり前だと私は思っていますし、それをカットしていくことによってテレビで取り上げられているような不祥事になっても困りますし、やはり必要なものは必要だとメリハリをちゃんとつけた方が良く思うので。市長だけでなく、議員も含めてその辺のバランスというのはやっぱり見ていくべきなのかなと。税収も見た上での話にもなると思いますが。
- 委員：この資料以外にも、他の資料を請求させてもらうことは可能ですか。
- 事務局：もちろん、活発なご意見をいただきたいので、この審議会の目的に合致するものであって、可能なものであればできるだけご用意させていただきたいと思います。
- 委員：18ページに、八尾市の財政状況で平成27年度までの収支が出ているのですが、今年度のもは出していただけるのですか。
- 事務局：決算として固まっているのが平成27年度までですので、予算であれば出せます。
- 委員：先ほど、年収を月割りにしたら良いのではと言ったのですが、そうしてしまうと他市との比較で八尾市が突出した月額になってしまう可能性があるのかなという懸念があります。審議をするのは年収で考えたほうが良いと思うのですが、手当等を全部加えて1.2で割ると、他市との比較で八尾市が突出していると見られる可能性もあるので、その辺は良くお考えいただけたらと思います。
- 会長：いろんな観点で議論していくことになりますので、今おっしゃっていただいた年収ベースか月収ベースかというような見方ももちろんありますし、他市比較というのもどこまでどの範囲でどういうレベルであるかということもありますし、いやいやもっとこういう観点で八尾の特性というものに着目しないといけないのではないかとというような議論もこれからまた色々出てくるかと思いますが、そのあたりはどしどしとおっしゃっていただいて、良い結論になっていけばと思います。

(8)閉会